

東上総教育事務所だより



藻原寺



九十九里浜

〒297-0024 茂原市八千代 2-10
千葉県教育庁東上総教育事務所
TEL 0475-23-8125 FAX 0475-25-3143
E-mail hkzs04@mz.pref.chiba.lg.jp
第2号

令和2年7月10日（金）発行

管理課より

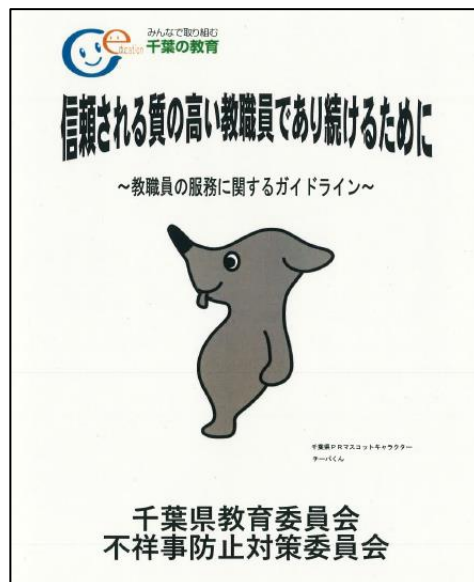
◇不祥事根絶とモラルアップ◇

不祥事根絶に向けては、日頃から、各学校をはじめ各市町村（組合）教育委員会等において、研修会等をとおして熱心に取り組んでいただいておりますことに感謝申し上げます。

しかしながら、県内においては、未だに不祥事が後を絶ちません。令和元年度の懲戒処分件数（監督責任、県立学校事務職員を除く）は21件、一昨年度と比較しますと6件の増加となっていました。また、小中学校教職員の処分件数は、過去10年間で1番多い16件であり、看過できないところです。教職員の不祥事は公教育に対する県民の信頼を大きく裏切る重大な事態です。その処分内容は、「わいせつ・セクハラ」、「飲酒運転」を併せて10件と約半数を占めています。他の事案では、「体罰」、「公金の着服」、「個人情報紛失」等がありました。

今年度は、「わいせつ・セクハラ」の事案で、すでに2件懲戒処分（県立）となっています（監督責任を除く）。こうした現状から、県教育委員会では「信頼される質の高い教職員であり続けるために～教職員の服務に関するガイドライン～」を作成し、令和元年度末に通知した次第です。

各学校をはじめ各市町村（組合）教育委員会等においては、「信頼される質の高い教職員であり続けるために～教職員の服務に関するガイドライン～」の活用や職員参加型の研修の実施など、引き続き、不祥事根絶に向けた取組を充実させていただくとともに、職場のモラルアップを図るために、一人一人がやりがいや成就感・達成感、帰属意識を持てる職場づくりを推進していただきたいと思います。



総務課より

◇初期層事務職員研修会・子育て世帯臨時特別給付金◇

◇初期層事務職員研修会について

令和2年5月15日（金）及び令和2年6月5日（金）に実施を予定していましたが第2、3回の研修会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、残念ながら中止となってしまいました。研修内容としては、期末・勤勉手当について、児童手当について、通勤・扶養・住居手当の事後確認について等を予定しておりました。第1回同様、資料は後日送付いたします。

◇子育て世帯臨時特別給付金について

子育て世帯臨時特別給付金については、住所地の市町村へ申請し給付を受けることとなりますが、市区町村では公務員の児童手当受給者情報を所持していないため、支給要件の確認ができません。そのため東上総教育事務所において児童手当の受給証明を行う必要があります。市区町村への提出期限は自治体ごとに異なるため、提出期限を御確認の上、余裕をもって御提出ください。

◇学校人権教育について

令和2年度学校人権教育協議会地区別研究協議会を6月4日（木）に予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、延期とさせていただきます。11月20日（金）の実施を予定しております。詳細につきましては後程お知らせいたします。また、学校人権教育推進のため、今年度も引き続き以下の取組をお願いいたします。

①学校人権指導資料集（リーフレット）の活用

右図の第40集を週案等に綴じていただき、御活用ください。また、第35集～39集につきましても保管し、参考にしていただければと思います。第40集も含め、資料は千葉県教育委員会ホームページでも公開されています。

②学校人権教育全体計画及び年間指導計画の作成

全体計画の中に年間指導計画を盛り込む形でもかまいません。年間指導計画部分は、「いつ」「何をするか」がわかるようにお願いします。

③学校人権教育に関する研修の位置付け

学校人権教育に関する研修を年間最低1回位置付け、人権教育の年間指導計画の中に「研修（時期・内容）」を記載するか、校内研修計画に学校人権教育研修を記載してください。

千葉県教育委員会 学校人権教育指導資料第40集

大切な自分 大切なあなた

～自分の人権を守り、他人の人権を守ろうとする意識・態度・態度を育てよう～

【人権教育の目標】
人権の意義・内容等について理解するとともに、「自分の人権」とともに他人の人権を尊重すること」ができるようになり、それが豊かな人間性で平和な社会を築くことにつながることを、人権教育の推進の目的として、（県）一貫して取り組むこととする。

千葉県学校人権教育の推進目標・重点事項

推進目標1 意識形成を促すこと	（重点事項） 関係者の協働、計画的な研修・発信
推進目標2 正しい知識の習得を促すこと	（重点事項） 研修の質・量、研修の継続性・効果性
推進目標3 指導の質の向上を図ること	（重点事項） 指導力の向上、研修活動の充実
推進目標4 意識・知識等の浸透を図ること	（重点事項） 積極的な取組、関係者の協働
推進目標5 意識・知識による実践、改善を促すこと	（重点事項） 学校研修の活用

学校人権教育推進するための取組例

～あらゆる場面で人権教育を推進しましょう～

このリーフレットが活用できる場
単元指導計画や単元指導要領に人権教育の目標を盛り込むこと、授業の導入・展開・まとめの各段階で、人権教育の目標を達成させること、授業の振り返りや学習の振り返りを通して、人権教育の目標を達成させること、授業の振り返りや学習の振り返りを通して、人権教育の目標を達成させること。

人権教育を推進する力
社会科等単元指導要領の目標達成のために、人権教育の目標を達成させること、授業の振り返りや学習の振り返りを通して、人権教育の目標を達成させること、授業の振り返りや学習の振り返りを通して、人権教育の目標を達成させること。

～教育活動全体を通してバランスよく培うべき力や技能～

千葉県教育庁教育課課長兼学生支援人権教育課長

◇特別支援アドバイザーについて

千葉県教育委員会では、各学校・園のニーズの高まりに応え、特別支援教育についての経験や知識のある「特別支援アドバイザー」を各教育事務所に配置しています。

東上総教育事務所では、管内各学校（園）からの要請に応じて、4名の特別支援アドバイザーを派遣し、特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援の在り方等について、教職員、特別支援教育支援員等に対し、助言・援助を行っています。

＜特別支援アドバイザーの派遣期間＞

2期：令和2年 9月 1日（火）～12月18日（金）までの16週間

3期：令和3年 1月 7日（木）～ 3月 5日（金）までの 9週間

上記の期間の他、短縮日課や長期休業（夏季・冬季）の期間においても、校内研修等の講師として派遣します。ぜひ、御活用ください。

◇公開研究会の予定について
（R.2.7.9 現在）

※右図は、学校及び幼稚園を会場として公開を予定しているものです。
なお、詳細につきましては、各校からのお知らせをご覧ください。



- 【がん教育授業の実践研修会】
東金市立西中学校 （10/21）
- 【地域における食育指導推進事業】
大網白里市立増穂小学校 （11/12）
- 【命の大切さを考える防災教育公開事業】
九十九里町立九十九里小学校（11/19）
- 【特色ある道徳教育推進校における研究事業（兼 心の教育推進キャンペーン）】
東金市立城西幼稚園 （公開中止）
- 【学力向上交流会】
大網白里市立瑞穂小学校 （公開中止）
- 【地域における食育指導推進事業】
茂原市立鶴枝小学校 （12/1）
- 【特色ある道徳教育推進校における研究事業（兼 心の教育推進キャンペーン）】
睦沢町立睦沢中学校 （公開中止）
- 【特色ある道徳教育推進校における研究事業（兼 心の教育推進キャンペーン）】
勝浦市立勝浦小学校 （公開中止）